

滑川市高年齢者雇用奨励金交付要綱

昭和54年4月10日

告示第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則(昭和38年規則第10号)第21条の規定に基づき、滑川市高年齢者雇用奨励金(以下「雇用奨励金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「高年齢者」とは、本市に居住する者で、その者が雇用された日現在における年齢が55歳以上65歳未満であるものをいう。

(交付対象者)

第3条 雇用奨励金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる事業主とする。

- (1) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「省令」という。)第110条に規定する特定求職者雇用開発助成金(以下「国の奨励金」という。)の支給の対象とされた高年齢者を、国の奨励金の支給対象期間の満了後引き続き雇用し、又は雇用していた事業主
- (2) 富山県職場適応訓練委託規則(昭和41年富山県規則第60号)第10条に規定する職場適応訓練費(以下「県の訓練費」という。)の支給の対象とされた高年齢者を、県の訓練費の支給対象期間の満了後引き続き雇用し、又は雇用していた事業主

(雇用奨励金の月額)

第4条 雇用奨励金の月額は、国の助成金又は県の訓練費の支給の対象とされた高年齢者(以下「被雇用者」という。)1人につき5,000円とする。

(交付対象期間)

第5条 雇用奨励金の交付対象期間は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号の事業主にあつては、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から12月
 - (2) 第3条第2号の事業主にあつては、県の訓練費の支給期間の満了した月の翌月から12月
- 2 交付対象期間の中途において被雇用者を雇用しなくなった場合における交付対象期間は、前項の規定にかかわらず、当該被雇用者を雇用しなくなった日の属する月の前月(雇用しなくなった日の属する月において当該被雇用者が16日以上勤務したときは、その月)までとする。

(交付申請)

第6条 雇用奨励金の交付を受けようとする事業主(以下「申請者」という。)は、前条の交付対象期間の始めから起算して最初の6月を第1期、次の6月を第2期とした各期の経過後1月以内(1月以内に申請しなかつたことについて、天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内)に、滑川市高年齢者雇用奨励金交付申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査のうえ、雇用奨励金の交付の可否を決定し、その旨を滑川市高年齢者雇用奨励金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により雇用奨励金を受けた事業主があるときは、当該事業主に対し、交付した雇用奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

- 1 この告示は、昭和54年度分の雇用奨励金から適用する。
- 2 滑川市高年齢者雇用奨励金交付要綱(昭和51年4月1日実施)は、廃止する。

附 則(平成6年告示第17号)

この告示は、平成6年4月1日から適用する。